破産手続廃止

平成２９年（フ）第５８４６号
東京都町田市南つくし野４―12―29、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区東２丁目20番２号
破産者　株式会社バンブー
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１３号
埼玉県所沢市東所沢４丁目16―６、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区新川１丁目22番13号　新川Ｉ＆Ｌビル３Ｆ
破産者　株式会社カナハロジコム
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８１８号
埼玉県吉川市きよみ野３丁目11―２
破産者　内山　　昇
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８２９号
東京都練馬区石神井台３丁目16―14　リーセント石神井台　208、開始決定時の住所東京都練馬区石神井町２丁目25―13―104
破産者　中野　琴広
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４６１号
東京都足立区本木２丁目４番21号
破産者　株式会社村井興業
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４６２号
東京都足立区本木２丁目４番21号
破産者　有限会社村井興業21
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５８０号
東京都新宿区高田馬場２丁目10―19―202
破産者　塚本　純一
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６６５号
東京都中野区白鷺１丁目４－２―509、開始決定時の住所東京都中野区若宮２丁目21―11―101
破産者　西原　　望
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７８４号
東京都足立区扇１丁目41－４―101
破産者　藤平　政雄
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６２号
東京都練馬区東大泉６丁目16―５―201
破産者　緒方　美優
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２８号
東京都葛飾区東金町７丁目25―９
破産者　雨谷　愼一
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５０号
東京都世田谷区粕谷１丁目12―26―406
破産者　井村　悦子
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７４号
東京都文京区千駄木３丁目21―17　第二長谷川荘201
破産者　藤原　辰哉
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２９号
東京都渋谷区広尾５丁目７―１―1017
破産者　板敷　保子
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４９５号
東京都中央区月島３丁目20―８―205
破産者　尾塩　　優
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１５号
東京都八王子市寺田町432　グリーンヒル寺田102―203
破産者　森本　悟史
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１８号
埼玉県新座市片山１丁目１―20―207
破産者　頼本　正昭
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５８５号
東京都豊島区要町１丁目30―５　舘野方
破産者　宇田川美津江（旧姓舘野）
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６０４号
東京都台東区三筋２丁目７―１―302
破産者　佐藤　博人
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６３６号
千葉県市川市新井１丁目18―11―104　（ジュネパレス市川503）
破産者　小林　秋子
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６４９号
東京都杉並区高円寺北４丁目９―18―22　産業住宅協会高円寺アパート
破産者　平山　　敬
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部